

# 和歌山大学システム工学部同窓会会則

制 定 平成12年4月1日

最終改正 平成28年6月4日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「システム工学部同窓会」と称し、事務所は、和歌山大学システム工学部内（和歌山市栄谷930番地）に置く。

なお、愛称名を「@sys」とする。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、かつ、母校と会員との関係を緊密にし、その隆盛と発展を助け、あわせて社会文化の向上と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母校に協力し、教育研究の助成、奨励に努めること。
- (2) 会員の啓発のため、講演会、懇談会等を開催し、相互交流を活発にすること。
- (3) 会報を発行すること。
- (4) その他、本会が必要と認めた事業。

## 第2章 会員

(構成)

第4条 本会は、次に掲げる会員をもって組織し、別に「会友」を置く。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員

2 「会友」は、和歌山大学システム工学部及び和歌山大学大学院システム工学研究科に在籍する者とする。

(正会員)

第5条 正会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 和歌山大学システム工学部の卒業生
- (2) 和歌山大学大学院システム工学研究科の修了者及び単位取得退学者
- (3) 和歌山大学システム工学部および和歌山大学大学院システム工学研究科の中途退学者で、理事会が認めた者

(特別会員)

第6条 特別会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 和歌山大学システム工学部の現教職員
- (2) 理事会が特別会員と認めた者

(名誉会員)

第7条 正会員及び特別会員以外の者で、本会と特別の関係にある者のうち、理事会が認めた者とする。

### 第3章 役員

(役員)

第8条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長は、1名とし、理事の中から互選とする。
- (2) 副会長は、4名とし、理事の中から互選とする。
- (3) 理事は、正会員の中から10名以上30名以内を理事会で改選する。
- (4) 顧問は、和歌山大学システム工学部長および本会に特別な功労があった者で理事会が認めた者とする。

(任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

第10条 欠員補充による役員任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第12条 副会長は、会長を補佐し、会長の業務を代行することができる。

### 第4章 役員会

(理事会)

第13条 理事会の構成員は、会長、副会長、理事及び顧問とする。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 理事会が特に認めた者を第1項の構成員に加えることができる。

第14条 理事会の開催は、年1回とする。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。

(審議事項)

第15条 理事会において、審議する事項は、次の通りとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員の変更
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 和歌山大学同窓会の常任理事及び理事の選出
- (5) その他重要事項の承認

第16条 理事会の招集は、少なくとも15日前に、会議の目的、期日、場所、議案等を適当な方法をもって役員に通知する。

(臨時理事会召集請求権)

第17条 理事会の過半数の連名をもって、会長に対し臨時理事会の招集を請求することができる。

第18条 議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、会則の改正は出席役員の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 会計

(経理)

第19条 本会の経費は、入会金、寄附金およびその他の収入をもって充てる。

(入会金)

第20条 本会の入会金は、12,000円とし、会友となったとき(入学時)に、これを納付するものとする。

第21条 入会金を納付したもので卒業しなかった者に対しては、これを返金することができる。ただし、会員として認められた者は除く。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 附則

第1条 この会則は本会発足後、平成12年4月1日から施行する。

第2条 この会則は、平成23年6月4日に一部改正し、平成23年4月1日から施行する。

第3条 この会則は、平成28年6月4日に一部改正し、平成27年10月3日から施行する。